

区長会アンケート結果に関連する 情報提供資料

令和３年８月に実施した区長会アンケートにおいて、質問した項目の事業内容や質疑のあった項目について、アンケート結果とあわせて情報提供するものです。

アンケート結果とあわせて、行政区活動の参考にいただければと思います。

【情報項目】

会則・規約について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
区長報償金について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
集会所修繕等の補助について・・・・・・・・・・	2
防犯灯について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
防犯灯と道路照明灯の見分け方	
防犯灯の契約種類	
防犯灯の設置・維持管理に関する補助について	
ＬＥＤ化について・・・・・・・・・・・・・・・・	5
町からの情報提供について・・・・・・・・・・	6
自主防災組織について・・・・・・・・・・・・・	6
自主防災組織目的別資機材リスト参考資料	7
空き家等の問題について・・・・・・・・・・・・・	8
令和２年７月実施した行政区支援金について	8

問 3 自治会の会則等がありますか に関連する情報

会則・規約について

近年、ライフスタイルの変化や価値観の多様化などに伴い、個々の生活重視の傾向が強まり、地域社会への参加が減少傾向にあります。さらに、自治会のような地域団体の必要性を疑問視する人も増えていると言われています。しかし、住民同士で助け合い、住みやすい町にするためには必要な組織です。現在の自治会が時代の流れに合うために、情報公開や組織の透明性の観点から、明確なルール作りは大切なひとつとされています。これといった取り決めがなく、「以前からそうだったから」という理由だけで活動している場合には、役員や会費など自治会の運営に関する基本事項を決めておくことが大切です。ルールを明文化しておくことは、自治会加入への促進だけでなく、コミュニティ助成を受ける際や認可地縁団体の結成には必要なものです。

問 16 区長報償金について、区長ではなく自治会への補助とすることについて に関連する情報

区長報償金について

自治会は、一定の地域に住む人々が安心して暮らせる住みよい地域社会を実現するため、自主的・主体的に運営している住民自治組織のため、自治会の総会などの会議や各行事などについては、自治会の自主的な活動になるため報償の対象とは考えておりません。

4月に配付した区長の手引きにもありますとおり、区長は、行政区の代表者としての仕事をするとともに、町からの行政情報の周知や伝達、また地域住民の意見等を集約し町へ要望する等、町と地域を結ぶパイプ役としての仕事があります。このパイプ役として行っている事務についての報償となります。

現在の報償金は、均等割 106,000 円 + 戸数割 1,940 円×12 月広報世帯数 で算出された額となります。

※町が主催する事業への区長出席（費用弁償が発生しない）、行政への地域要望事項の取りまとめ、交通・防犯活動、区長配付の協力などに対するものです。

参考

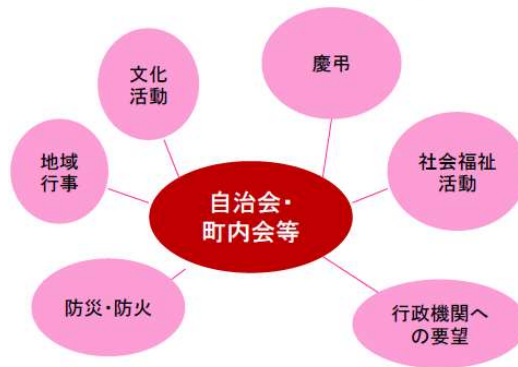
※区長・行政区は、吉見町区長設置規則に基づいています。

吉見町は、町の行政運営について、住民との間の連絡等町政の進展と住民福祉の向上を図るため、区長75人を置く。（設置規則第1条）

※自治会とは、一定の地域に住む一人ひとりが助け合い、自分たちの手により、自分たちの地域を快適で住みよくするためにつくられた**任意の組織**であり、コミュニティづくりの中心的な担い手です。

自治会は、自分たちのまちを住みよいまちにするために、生活環境の整備や福祉の向上、防犯、防災などの地域課題に住民同士が協力・連携して取り組む組織として、町民生活に直結した重要な役割を担っています。自治体と連携・協働による問題解決を行います。

【自治会・町内会等活動イメージ】



問 18 集会所の老朽化について

問 19 集会所のトイレは水洗化されていますか。 に関連する情報

集会所修繕等の補助について

★区長さんの手引き 3 ページ・5 ページ

〈集会所建物〉

- ・集会所を新築、増改築する場合：補助率30%、補助限度額あり
- ・集会所の修繕を行う場合：補助率30%、補助限度額60万円以内
(但し、修繕費が5万円未満のものは補助対象外)

〈集会所の附属施設〉※附属施設とは、集会所と一体となって機能する施設・工作物

- ・附属施設の設置・修理を行う場合：補助率30%、補助限度額60万円以内
(但し、設置・修理費が5万円未満のものは補助対象外)

〈エアコン〉

- ・エアコンを設置・修理する場合：補助率30% 補助限度額:設置60万円以内、修理6万円以内
(但し、修理が2万円未満のものは補助対象外) ※冷蔵庫・ストーブ・扇風機等は対象外

上記のほか、一般財団法人自治総合センターが行っているコミュニティ助成事業助成金を財源にして、下記のコミュニティ活動推進を目的とした事業に対して助成を行っています。

コミュニティセンター助成事業

対象となる経費：集会所建設に要する経費及びその際に整備する備品の経費

助成金：対象となる事業費の60% (但し限度額1,500万円)

注 意：申請にあたっては住民の総意が必要となります。

申請にあたっては必ず総会等で決議を採択してください。

一般コミュニティ助成

対象となる経費：コミュニティ活動（地域のお祭り道具や集会所等で必要な備品）の経費

助成金：250万円（最低でも100万円以上の事業であること）

コミュニティ助成事業は、提出書類が多く前年度の9月頃に補助申請を行います。検討している行政区は、早めに担当に相談をお願いします。

詳細については、自治財政課自治振興係にご相談ください。

問 20 防犯灯は、何基ありますか。 に関連する情報

防犯灯について

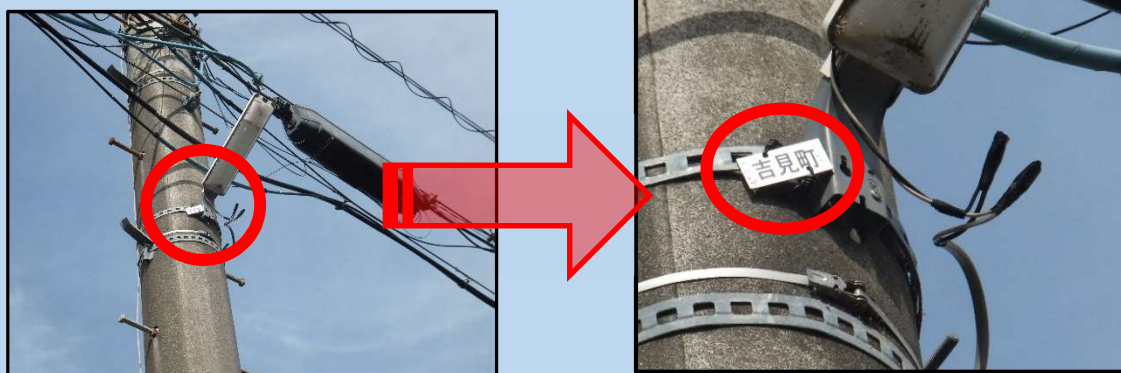
防犯灯と道路照明灯の見分け方

町内の街灯には、道路照明灯と防犯灯の2種類があります。★区長さんの手引き 7 ページ

道路照明灯：県や町が交通安全の観点【交差点・カーブ等】から設置し、維持管理を行う。

防 犯 灯：各行政区が防犯の観点【暗い、不審者等の防止】から設置し、維持管理を行う。

※道路照明灯については、すべてLED化されており、町で管理しているため下記のとおり、器具や柱に町のプレートが設置されています。どちらかわからない場合には、まち整備課にご相談ください。



防犯灯の契約種類

防犯灯の契約には、以下の種類があります。

契約方法により、発行される領収書等が異なりますので、どの方法で契約しているかを確認し補助金申請時の必要添付資料としてご準備ください。

○まとめ契約・・・防犯灯を複数所有している行政区で、行政区に関する電気料金を合計して支払っている。この場合、領収書（ハガキ）は、合計の金額が記載され、その他に「電気料金集約分内訳表」が発行され、9月と3月発行されるものは1基ずつの契約内容が確認できるものとなっている。

○単独契約・・・まとめ契約をせず1基ずつ契約している又は1基しか所有していない。この場合、防犯灯1基の契約ごとに領収書（ハガキ）が発行されている。

○一括前払い契約・・・電気料金を一括して事前に支払う契約をしている。この場合、前払い額が記載されている「一括前払契約にご契約のお客さまへ」が発行されている。

※まとめ契約や一括前払い契約の場合、集会所や神社などの電気料金も含まれていることもあるため、補助申請時に契約内容のわかるものを「電気料金集約分内訳表」の提出を求めています。

※「電気料金集約分内訳表」は、まとめ契約で希望者に発行されるものですが、原則発行されているそうです。単独契約や一括前払い契約では、発行されていません。

◎領収書、電気料金集約分内訳表がどこに送られているかわからない、送られてこないなどの場合は、東京電力エナジーパートナー(株)「0120-995-441」（料金関係）にて確認でき、該当電気料のお客様番号がわかると対応が早いそうです。

防犯灯の設置・維持管理に関する補助について

防犯灯の設置及び修繕に対する補助 ★区長さんの手引き 2ページ

設置費や修繕費の経費を50%補助します。

補助金申請については、年2回（原則10月、3月）受付を行います。

時期になりましたら、区長さんに通知を送らせていただきます。

※申請には、設置費や修繕費の領収書（コピー）、申請を行う防犯灯の位置が分かるもの（窓口でも作成可能）などが必要です。

防犯灯電気料の補助 ★区長さんの手引き 2ページ

電気料金の経費を50%補助します。

補助金申請については、年1回（原則3月）受付を行います。

時期になりましたら、区長さんに通知を送らせていただきます。

※申請には、契約状況により、下記の書類（コピー）の提出をお願いしています。

- ・「電気料金集約分内訳表」（東京電力発行）を毎月分
- ・「領収書」（東京電力発行）を毎月分、本数分
- ・「一括前払契約にご契約のお客さまへ」又は「電気料金支払証明書」と「電気料金集約分内訳表」（東京電力発行）1箇月分

その他、防犯灯の電気料金が引き落とされている通帳（該当年度の4月1日～記入のあるもの）

詳細については、自治財政課自治振興係にご相談ください。

LED化について

①防犯灯の契約内容について

多くの行政区が、東京電力エナジーパートナーと公衆街路灯Aで契約をしています。

これは、電力の利用量に関わらず月極めとなる契約です。他に定額電灯などの契約もあり、この場合は公衆街路灯Aより割高の単価となっているため、契約内容を確認めることも重要です。

公衆街路灯Aでの契約の場合、1灯あたりの月単価と所有本数で電気料が決まってきます。また、単価も電灯料金区分（「10Wまで」「10Wをこえ20Wまで」など複数に区分）されており、区分ごとに単価がかわり、さらに月毎にもかわります。

今まで一般的に防犯灯として使われてきた蛍光灯式のものは、区分では「20Wをこえ40Wまで」に該当します。LED式は、「10Wまで」または「10Wをこえ20Wまで」に該当します。

参考に、令和3年3月の料金では、10Wが131円、40Wが248円となっており、1灯あたり117円の差となり、今までの料金の約半分となります。

※最近の防犯灯は、性能が良くなり単価の一番安い「10Wまで」の契約区分で今までの明るさがあるものがありますので、設置器具については確認しましょう。また、LED式は蛍光灯式と比べて、ランプの寿命等により維持管理費のコストダウンが出来るとされています。

※ランプの交換以外に、今までと同様自動点滅器の交換は必要となります。自動点滅器は、灯具と一体になっている場合が多いです。また、LED灯は、一般的に光源が暗くなる又は消えた場合電球交換と違い器具全部の取替えとなります。（詳しくは、購入時等に施工業者にご確認ください）

②LED防犯灯の設置推奨基準について

道路における交通安全上や防犯上、人や物の存在が認識でき、危険を回避できる明るさが必要です。

参考に、警視庁「安全・安心まちづくり推進要綱」及び(公社)日本防犯設備協会の「防犯灯の照度基準」を参考に器具の選定をしてください。

③LED化を実施している行政区の例（アンケート結果より）

- ・LED化実施開始・・・早い行政区で平成24年度ころから開始

- ・実施期間・・・単年度（1年）や複数年計画（2～10年）で実施している。

＜所有本数や自治会財源により違う＞

- ・1本あたりの施工費・・・約2万～6万円くらい

＜製品の違いや行政区内の業者、知人などによる割引、施工本数により金額が違う＞

参考：製品で安いもの…明るさ、故障頻度、保証内容などが違うため注意が必要

- ・電気料金・・・約35～80%の削減（LED化前の年度とR2年度の料金比較）

＜削減率の違いについて、LED化に併せ、100W水銀灯から10WLED灯に変更するなど契約区分の見直しを行い料金の大幅削減を実施。逆に、LED化により電気料金が減少するのを見越して本数を増やしているため削減率が大きくなっていない行政区もありました＞

※基本的には、上記「①防犯灯の契約内容について」で記載しているとおり、単価が半分になるので、電気料金も約50%の削減となっている。

●その他

問 22 町からの情報として何が必要ですか。

町からの情報提供について

各行政区の情報や自治会に関する補助金制度などの情報提供について

引き続き、区長さんの手引きの配付と町のホームページに既に掲載している補助金制度や今回のアンケート結果、各行政区の活動情報など集約し『行政区・地域活動支援』ページを作成して必要な情報を提供していきます。

町への要望案件について

関係課に進捗状況などの対応を行政区に確実に報告するように指示を行いました。

問 27 自主防災組織による活動は行っていますか。 に関する情報

自主防災組織について

自主防災組織の結成・資器材整備状況 ★区長さんの手引き 6 ページ

吉見町の75行政区は、平成30年度までにすべて自主防災組織が結成されています。

結成時に、各行政区で規約が作成され、資器材の整備がされています。

規約のコピー及び整備資器材は、危機管理室危機管理係で確認することができます。

問 29 自主防災備品の追加を検討していますか。 に関する情報

自主防災備品の整備について ★区長さんの手引き 5 ページ

財団法人自治総合センターが行っているコミュニティ助成事業助成金を財源にして、下記事業に対して助成を行っています。

地域防災組織育成助成事業

対象となる経費：自主防災組織又はその連合体が行う地域の防災活動に必要な設備（建築物、消耗品は除く）の整備に要する経費。

限度額：200万円（最低でも30万円以上の事業であること）

コミュニティ助成事業は、提出書類が多く前年度の9月頃に補助申請を行います。検討している行政区は、早めに担当に相談をお願いします。

詳細については、総務課危機管理室 危機管理係にご相談ください。

自主防災組織目的別資機材リスト参考資料
(総務省消防庁自主防災組織の手引きより一部参照)

目 的	防災資機材	金 額
①情報収集・伝達用	特定小電力トランシーバー	10,000
	電池式トランジスタ メガホン	5,000
	携帯ラジオ	5,000
	腕章	500
	住宅地図(ゼンリン吉見町)	12,100
	模造紙(788ミリ幅20枚入り)	1,000
	メモ帳	150
	油性マジック(情報記載用)	150
②初期消火用	可搬式散水装置(背負い式消火水のう)	30,000
	10型式消火器(ABC粉末)	4,500
	ヘルメット	3,500
	水バケツ	1,000
③水防用	救命胴衣	3,500
	防水シート(ブルーシート3.6×5.4)	2,500
	シャベル	2,000
	ツルハシ	3,000
	ロープ(ナイロン製太さ6mm×20m)	1,200
	かけや	4,000
	くい(丸太杭3尺×60mm)	1本400
	土のう袋(50枚入り)	1,000
	ゴム手袋	300
	バール(900mm)	3,000
	はしご4m(はしご兼用三脚可能)	18,000 (7,900)
④救出用	のこぎり	3,000
	なた	2,500
	ジャッキ(車両用ジャッキ代用可能)	2,000
	ペンチ	1,000
	鉄線カッター(ボルトクリッパー350mm以上)	5,000
	ハンマー	600
	チェーンソー	8,000
	エンジンカッター	125,000
	チェーンブロック	10,000
	防塵・防煙マスク(使い捨て)	2,500
⑤救護用	折りたたみ担架	30,000
	救急箱(約20人用)	30,000
	三角巾	1個300
	下肢用(L)・上肢用(S)副子	下肢1,000・上肢S700
	テント(防災用1間×1.5間)	50,000
	毛布(災害用10枚入り)	30,000
	簡易ベット	10,000
	車椅子	15,000
⑥集会所・救護用	リヤカー(折りたたみ式)	33,000
	可搬式発電機	50,000
	投光器(三脚式推奨)	16,000
	強力ライト	3,000
	簡易トイレ(1個)	4,000
	寝袋	15,000
⑦給食・給水用	炊飯釜(ガス式・電気式)一升炊き	電気10,000・ガス18,000
	大鍋(両手鍋40cmガス専用)	5,000
	カセットコンロ	3,000
	ガスボンベ(3本セット)	3,000
	ウオータータンク(コック付き20ℓ)	800
⑧その他	乾電池(単1から単3、使用器具+4)	各セット1,000
	避難誘導棒(電池式)	1,300
	軍手(12双組)	500

金額については参考額となります

空き家等の問題について

★区長さんの手引き 8 ページ

原則：所有者が空き家・空き地の管理を行う。

しかし、所有者が分からない空き家・空き地で、老朽化により危険がある、草木が生い茂るなど困っている場合は町（環境課）に相談してください。

相談の際は、現況の写真や場所が特定できるようにしてからお越しください。

相談者は、区長以外でも受け付けています。

町が所有者を確認し、所有者に対応していただくように通知等を送ります。あくまでも対応については、原則所有者が行うことになります。

令和 2 年 7 月実施した行政区支援金について

令和 3 年 6 月のアンケート結果

多くの行政区が、マスク、フェイスガード、除菌・消毒液などの衛生用品や非接触型体温計を購入しています。その他、購入した衛生用品を置く棚や消毒液や体温計を置く台、空気清浄機、飛沫感染防止用のビニールなどを購入している行政区もありました。

まだ、支援金を使い切っていない行政区もあると思います。引き続き、行政区の運営における新型コロナウイルス感染症対策として、有効に活用いただければと思います。

活用方法にお困りの行政区については、下記を参考にさせていただくとともに、御相談いただければと思います。

参 考

集会所の換気扇設置やサーキュレーターの購入、夏場・冬場での換気が必要になるため扇風機や暖房器具、屋外で短時間に簡単な説明をするなどの機会も増えることから拡声器、ポータブルワイヤレスアンプなどの購入。集まる機会も減っている中で、ゴミ拾いなどの屋外事業で、住民の皆さんが集まる貴重な時間に、連絡事項を伝えるには便利と思います。間隔を取った状態でも連絡事項を伝えるには、ハンドマイクではなくちょっと大きめのものを、また、災害時での使用を考え防雨型も検討することをおすすめします。さらに、室内の音響設備としても役立つと思います。